

「特別小規模貸付－こうべおうえん」のご案内

7月1日保証申込分より

融資条件を拡充し、小規模事業者の資金繰りを支援します！



ポイント1：信用保証料を「**全額**」神戸市負担へ拡充

※従来は1/2負担

ポイント2：融資限度額を「**1,000万円**」に引き上げ

1 融資対象者（以下の要件（①～④）をすべて満たす方）

- ① 主たる事業所^{※1}が神戸市内にあり、事業を営んでいる
 - ② 市民税を滞納していない
 - ③ 常時使用する従業員の数が20人以下^{※2}
 - ④ この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内
- ※1 神戸市内に主たる事業所を有しようとする方（市外からの進出予定者）も対象となります
- ※2 商業（卸売業、小売業）、サービス業（宿泊業、娯楽業、旅行業を除く）は5人以下

2 融資条件（下線部は拡充部分）

融 資 限 度 額	<u>1,000万円</u>	融 資 利 率	年1.65%（固定利率）
融 資 期 間	7年以内（うち据置1年以内（設備資金のみの場合は1年6か月以内））		
資 金 使 途	設備資金及び運転資金（市外からの進出予定者は設備資金に限ります）		
担 保 ・ 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）		
信 用 保 証	必ず保証を付ける（信用保証料の 全額 を神戸市が負担します）		

3 申 込 先

県融資制度の取扱金融機関（県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています）
※ 神戸市経済政策課（中小企業金融担当）〔神戸市産業振興センター内〕でも申し込むことができます

4 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当） ☎078-360-3206
兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

※ 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります
※ 主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります
※ 今回の拡充内容は、令和7年7月1日から令和8年3月31日保証申込分を予定しています